

第22号

Super Highway

JR東労組バス関東本部

発行日
2019. 9. 20

スーパーハイウェイ

発行責任者：遠山真一郎
編集責任者：大枝 隆寿
東京都渋谷区代々木2-2-6
JR新宿ビル13F
TEL03-3375-5045 (NTT)



**被災した組合員・家族が1日も早く
日常生活を取り戻せるよう
支援・激励を続けよう!**

**JR東労組八王子地本の仲間がバス館山分会へ
激励と支援物資を届けていただきました!**



総合共済の給付申請について



住宅災害給付について

《持ち家の場合》

| 給付区分 | 共済金 |
|----------------------|------|
| 全壊（延面積70%以上） | 50万円 |
| 半壊（延面積40%以上） | 30万円 |
| 一部損壊（延面積20%以上） | 7万円 |
| 床下浸水で地盤面から30cmを超えるとき | 2万円 |
| 被害額2万円を超えるとき | 1万円 |
| 自然災害で被害額が1万円を超えるとき | 5千円 |

《借家の場合（家財のみ）》

| 給付区分 | 共済金 |
|--------------------|------|
| 全壊（延面積70%以上） | 20万円 |
| 半壊（延面積40%以上） | 12万円 |
| 一部損壊（延面積20%以上） | 3万円 |
| 被害額2万円を超えるとき | 1万円 |
| 自然災害で被害額が1万円を超えるとき | 5千円 |

《単身赴任者が赴任先で被災した場合》

| 給付区分 | 共済金 |
|--------------------|-----|
| 被害額2万円を超えるとき | 1万円 |
| 自然災害で被害額が1万円を超えるとき | 5千円 |

給付の対象になるもの

- ①共済契約者が所有し、現に居住している建物の災害。
・建物を所有せず借家等に居住の場合は衣類、家具、家電製品のみを対象とします。
・単身赴任者が赴任先で被災した場合は、見舞金相当の金額が給付されます。
- ②「共済契約者が居住している建物」には、居住を目的とする建物および、その建物内に収容されている衣類、寝具、家具、家電製品（テレビ、パソコン、電子レンジ、エアコン室内機・室外機他）、カメラが含まれます。
- ③雨どい、ベランダ、テラス、太陽光パネル、太陽温水器、アンテナ、ボイラーなど。
- ④マンションなどの集合住宅で、上の階の水漏れにより被害を受けた場合。
- ⑤空き巣による居住部分のドアや窓ガラスの破損で、被害額が2万円以上の場合。
- ⑥ひょうによる窓ガラスの破損で、2万円以上の被害の場合。
- ⑦棟続きの車庫および建物

**分会・支部の共済担当者
に申し出をお願いいたします。**